久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

１．開催日時　　令和７年５月７日（水）午後１時２５分

２．開催場所　　久御山町役場　議会棟４階　特別会議室

３．出席委員

２番　山　口　吉　広
３番　藤　本　直　樹
４番　上　田　幸　子
５番　岡　井　文　彦
６番　田　中　壽　嗣
７番　内　田　裕　夫
８番　石　塚　加　津　美
９番　西　村　九　三　男
１１番　西　野　英　紀
１２番　松　本　吉　博
１３番　森　　一　博
１４番　加　瀬　千　代
１５番　寺　内　一　郎
１６番　戸　田　治　巳
１７番　内　田　孝　司
１８番　村　田　良　文
２０番　林　　吉　一

４．欠席委員

１番　村　田　和　弘
１０番　西　村　和　樹
１９番　樋　口　敏　昭

５．会議録署名委員　　１３番　森　　一　博
　　１４番　加　瀬　千　代

６．委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	阪　田　智　子
農業委員会事務局次長	田　口　雄　基
農業委員会事務局	髙　橋　華　寿　紀
農業委員会事務局	三　宅　七　聖

７．議　事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（３条許可）

議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））

議案第３号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（貸借権設定）

議案第４号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（所有権移転）

報告第１号　農地法第３条の規定による許可取消し願について（３条許可取消し）

報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について（５条届出）

８．会議の経過

（事務局長）　それでは、令和７年第５回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は村田和弘委員と西村和樹委員、樋口委員より欠席届をいただいておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が１４名中１２名、農地利用最適化推進委員６名中５名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる４月２５日に実施いたしました現地調査及び地域計画との整合を確認いただいた委員名を報告させていただきます。

６番　　田中会長
８番　　石塚委員
９番　　西村九三男委員
１２番　　松本委員

事務局２名により実施いたしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）　会長あいさつ

本日の議案は、

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（３条許可）　３件
議案第２号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））　１件
議案第３号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（貸借権設定）　１件
議案第４号　農用地利用集積等促進計画に係る要請について（所有権移転）　１件
報告第１号　農地法第３条の規定による許可取消し願について（３条許可取消し）　１件

（会長）　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について（５条届出）　１件

それではまず、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。１３番の森委員、１４番の加瀬委員、両名の方どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第１号から進めてまいります。議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、３条許可を議題といたします。

まず、議案第１号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員さんからよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　議案第１号受付番号１８から受付番号２０の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは続きまして、議案第１号受付番号１８の案件につきまして、事務局より説明を願います。

（事務局）　議案第１号受付番号１８につきましては、議案書１ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。生前贈与の案件でございます。

また、農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書につきましては、議案書次のページ２ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真１ページをご覧ください。

それでは、会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第１号受付番号１８、この案件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

（会長）　いかがでしょう、よろしいですか。生前贈与の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第１号受付番号１８を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第１号受付番号１９の案件について、事務局より説明を願います。

（事務局）　議案第１号受付番号１９につきましては、議案書３ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書につきましては、議案書次のページの４ページをご覧下さい。

なお、こちらの案件につきましては、譲受人が新規就農者ですので、現地調査の際に譲受人本人に来ていただきまして、現地調査委員さんと地元委員さんによるヒアリング調査を実施していただいたところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真２ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

（会長）　それではまず、新規就農者に対するヒアリング調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●委員）　新規就農者に係る事前ヒアリング調査の報告をさせていただきます。

農地法第３条許可の要件である効率的に耕作することができるか、農作業に常時従事できるか、地域との調和要件を満たせるか、などについて営農計画書をもとに譲受人に対してヒアリング調査を行った結果、特に問題ないものと思われます。

（会長）　議案第１号受付番号１９について、今の地元委員の●委員からの報告を含めまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。新規就農者の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第１号受付番号１９を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第１号受付番号２０と後ろにございます、報告第１号農地法第３条の規定による許可取消し願について、３条許可の取消しの受付番号１は関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず、事務局から説明を願います。

（事務局）　議案第１号受付番号２０について説明をさせていただく前に、関連する内容の報告第１号農地法第３条の規定による許可取消し願について、受付番号１を先に報告させていただきます。
こちら、報告第１号受付番号１につきまして、議案書飛びまして１３ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。備考欄にございますとおり、前回の４月総会にて、農地の交換ということで３条許可をいただいた案件でございますけれども、譲受人を前回４月総会では法人が譲受けるというふうな内容でしたが、これを取り消して、個人が譲り受けをしたいという申出がありましたため、許可の取消しをする内容となっております。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真３ページをご覧ください。
本件につきましては、令和７年４月２５日付けで会長専決をいたしまして、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。
改めまして、議案第１号受付番号２０につきまして、議案書戻りまして５ページをご覧ください。内容につきましては

（事務局）　記載のとおりでございます。先ほど申し上げましたとおり、譲受人が個人の名義となっておるところでございます。
　こちらの農地法第３条第２項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第３条調書につきましては、議案書次のページの６ページをご覧ください。
　所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の同じく３ページをご覧ください。
　それでは、会長よろしくお願いいたします。

（会長）　議案第１号受付番号２０及び報告の案件、報告第１号受付番号１について、ただ今、事務局から説明がございましたが、併せて何かご意見ご質問はございませんか。

　よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
　それでは採決に入ります。議案第１号受付番号２０を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
　全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

　続きまして、議案第２号に入ります。議案第２号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の案件を議題といたします。
　まず、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●委員）　議案第２号受付番号４の案件につきまして、報告させていただきます。
　本件該当地について、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは、議案第２号受付番号４について、事務局から説明を願います。

（事務局）　議案第２号受付番号４につきましては、議案書７ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでござい

（事務局）　ます。
　また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書につきましては、議案書次のページの８ページをご覧ください。
　所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真４ページをご覧ください。
　それでは、会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第２号受付番号４について、ご意見ご質問はございませんか。

　よろしいですか。納税猶予の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようです。
　それでは採決に入ります。議案第２号受付番号４について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
　全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

　続きまして、議案第３号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、貸借権設定を議題といたします。
　まず、議案第３号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●●●●委員）　議案第３号受付番号１の案件につきまして、報告させていただきます。
　本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは、議案第３号受付番号１について、事務局より説明を願います。

（事務局）

今回の貸借の設定の案件につきましては、初めての案件ですので簡単に説明をさせていただきます。これまで、農地の貸借につきましては、貸し手から借り手に直接農地の貸し借りを行います利用権設定と、農地中間管理機構を介しての貸し借りと２つのパターンがございました。本年４月から、利用権設定による農地の貸し借りができなくなりまして、農地中間管理機構を介しての農地の貸し借りに一本化されたところでございます。

本件につきましては、農地中間管理機構を使っての農地の貸し借りになるわけでございますけれども、この農地中間管理機構を使っての貸し借りにつきましても、これまでと流れが少し変わりましたので、議案のタイトル「要請について」というふうな名称に変わっております。具体的に申しますと、農地の貸し借りにつきまして、農業委員会の総会において適切なものか判断をいただいた上で、農用地利用集積等促進計画というものを作成するよう農地中間管理機構に要請するという流れとなっています。その要請を受けて、中間管理機構が促進計画を定めて、貸し借りが始まるというふうな流れになっていますので、議案のタイトルが「促進計画に係る要請について」となっておるところでございます。

続いてですね、皆さんお手元に資料Ａと書かれたＡ３の紙をお配りさせていただいてます、そちらをご覧ください。先ほど申し上げました要請にあたってですね、農地中間管理機構のほうにこの資料Ａのような資料を送付する必要がございます。この資料Ａと書かれた下に黒枠で囲っておりますけれども、地区担当の最適化推進委員又は農業委員の自署、サインが必要となっております。久御山町においては、農業委員会の総会で審議をいただいて、問題ないとなってからですね、地元委員さんにサインをいただきたいと考えております。

例えば今回の案件でありましたら、●●の農地、●●の農地、それぞれ貸し借りが発生するんですけれども、事務局では、●●の農地か●●の農地、どちらが多いかを見させていただきまして、平米数の多いほうの地元委員さんにサインをいただきたいと考えております。今回でしたら●●のほうが

（事務局）　足し算すると多くなりますので、●●の●●委員さんにサインをいただくというような形で考えております。総会後にご連絡させていただきますので、その際にはサインのご協力をよろしくお願いいたします。もし、●●の委員さんが欠席であれば●●の委員さん、●●の委員さんも欠席であれば最終的には会長にお願いする。誰か１名のサインが必要となっておりますので、サインをいただいた上で農地中間管理機構に書類を送付させていただこうと考えておるところでございます。

この貸し借りにつきましては、総会の後の全員協議会で説明をさせていただきたいと思っておりますので、その時に詳細については説明させていただきます。事務局からの説明は以上としまして、議案に戻らさせていただこうと思います。

議案第３号受付番号１につきましては、議案書９ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

権利の設定を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書につきましては、議案書次のページの１０ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真５ページから７ページ。５ページ、６ページ、７ページをご覧ください。

会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第３号受付番号１について、ご意見ご質問はございませんか。今、事務局から詳細の説明をいただきましたが、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第３号受付番号１について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、要請することを決定いたします。

（会長）　続きまして、議案第４号に入ります。議案第４号農用地利用集積等促進計画に係る要請について、今度は所有権移転を議題といたします。

まず、議案第４号の案件について、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

（●●●●●委員）　議案第４号受付番号１の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。

（会長）　それでは、議案第４号受付番号１について、事務局より説明を願います。

（事務局）　所有権移転につきましても、農用地利用集積等促進計画に係る要請ということで、タイトルが以前に比べて変わっておるところでございます。それ以外の点につきましては、今までとなんら変わっておりません。

また、先ほどの貸借につきましては、地元委員さんのサインが必要というふうな説明をさせていただきましたけれども、所有権移転につきましては、サインは不要というふうに聞いておりますので、ご報告させていただきます。それでは、議案に戻らさせていただきます。

議案第４号受付番号１につきましては、議案書１１ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書につきましては、議案書１２ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真８ページをご覧ください。

会長よろしくお願いします。

（会長）　議案第４号受付番号１について、ご意見ご質問はございませんか。

所有権移転の案件ですが、よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第４号受付番号１について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することに決定をいたします。

本日の審議については、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは、報告第１号はすでに先ほど報告をいただきましたので、報告第２号農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出について、受付番号１について、事務局から報告を願います。

（事務局）　それでは、報告第２号受付番号１につきましては、議案書１３ページを飛ばしまして、次のページ１４ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真９ページをご覧ください。
本件につきましては、令和７年４月２日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。
会長よろしくお願いします。

（会長）　報告第２号受付番号１の報告がございましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にないようですので、本日予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

―――――――――――― 午後１時４９分　終了 ――――――――――――